

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 9月 15日
カブシキガイシャ タカハシシヨウテン

申請者 氏名又は名称 株式会社 高橋商店
住所 檀原市 御坊町 112番地

タカハシ オサム

代表者氏名 代表取締役 高橋 靖

電話番号 0744-22-2410

FAX番号 0744-22-0581

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	檀原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 15 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 高橋商店

住 所 奈良県橿原市御坊町112番地

代表者氏名

代表取締役 高橋 靖



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ タカハシショウテン 株 式 会 社 高 橋 商 店		
住 所	〒634-0062 橿原市 御坊町 112 番地		
フリガナ 代表者の氏名	タカハシ オサム 代表取締役 高 橋 靖		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者の氏名	代表取締役 高 橋 剛	代表取締役 高 橋 靖	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 15 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 高橋商店
住 所 奈良県橿原市御坊町112番地
代表者氏名 代表取締役 高橋 靖



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市御坊町 1 1 2 番地
株式会社高橋商店

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 1 0 6 4 7	
商 号	株式会社高橋商店	
本 店	奈良県橿原市御坊町 1 2 6 番地の 2	
	奈良県橿原市御坊町 1 1 2 番地	平成 3 年 4 月 1 7 日移転
公告をする方法	奈良市に於て発行する大和タイムスに掲載する。	
会社成立の年月日	昭和 3 4 年 2 月 2 6 日	
目 的	<u>(1) 燃料の販売</u> <u>(2) 燃料用器具の販売</u> <u>(3) 電気器具、ガス器具の販売</u> <u>(4) 荒物、雑穀及び穀類、食料品、飼料の販売</u> <u>(5) 日用雑貨の販売</u> <u>(6) 土木、建築請負業</u> <u>(7) 管工事請負業</u> <u>(8) 浄化槽設置工事業</u> <u>(9) 不動産の売買、賃貸、管理及び不動産の売買、賃貸の仲介</u> <u>(10) 損害保険代理業</u> <u>(11) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> <u>(12) 生命保険の募集に関する業務</u> <u>(13) 自動車のリース及びレンタル業</u> <u>(14) 自動車並びに自動車の部品、附属品及び工具の販売</u> <u>(15) 古物商</u> <u>(16) 電気小売事業</u> <u>(17) コインランドリーの経営</u> <u>(18) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	
	平成 2 9 年 5 月 2 6 日変更 平成 2 9 年 6 月 7 日登記	
目 的	(1) 燃料の販売 (2) 燃料用器具の販売 (3) 電気器具、ガス器具の販売 (4) 荒物、雑穀及び穀類、食料品、飼料の販売 (5) 日用雑貨の販売 (6) 土木、建築請負業 (7) 管工事請負業 (8) 浄化槽設置工事業 (9) 不動産の売買、賃貸、管理及び不動産の売買、賃貸の仲介 (10) 損害保険代理業	

	(11) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (12) 生命保険の募集に関する業務 (13) 自動車のリース及びレンタル業 (14) 自動車並びに自動車の部品、附属品及び工具の販売 (15) 古物商 (16) 電気小売事業 (17) コインランドリーの経営 (18) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業 (19) 前各号に付帯関連する一切の事業 平成31年 4月 1日変更 平成31年 4月 9日登記
発行可能株式総数	3万2000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万株
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	令和 3年 5月 8日廃止 令和 3年 5月13日登記
資本金の額	金1500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 令和 3年 5月 8日設定 令和 3年 5月13日登記
役員に関する事項	取締役 高 橋 剛 平成29年 5月26日重任 平成29年 6月 7日登記
	取締役 高 橋 剛 平成31年 4月25日重任 平成31年 4月25日登記
	取締役 高 橋 剛 令和 3年 5月 8日重任 令和 3年 5月13日登記

	<u>取締役</u> <u>高橋里代子</u>	平成29年 5月26日重任 ----- 平成29年 6月 7日登記
	<u>取締役</u> <u>高橋里代子</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 平成31年 4月25日登記
	<u>取締役</u> <u>高橋里代子</u>	令和 3年 5月 8日重任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	<u>取締役</u> <u>高橋靖</u>	平成29年 5月26日重任 ----- 平成29年 6月 7日登記
	<u>取締役</u> <u>高橋靖</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 平成31年 4月25日登記
	<u>取締役</u> <u>高橋靖</u>	令和 3年 5月 8日重任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	<u>奈良県橿原市御坊町111番地</u> <u>代表取締役</u> <u>高橋靖</u>	平成29年 5月26日就任 ----- 平成29年 6月 7日登記
	<u>奈良県橿原市御坊町111番地</u> <u>代表取締役</u> <u>高橋靖</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 平成31年 4月25日登記
	<u>奈良県橿原市御坊町111番地</u> <u>代表取締役</u> <u>高橋靖</u> ○	令和 3年 5月 8日重任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	<u>監査役</u> <u>高橋淳</u>	平成29年 5月26日重任 ----- 平成29年 6月 7日登記
	<u>監査役</u> <u>高橋淳</u>	令和 3年 5月 8日重任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	令和 3年 5月 8日設定 ----- 令和 3年 5月13日登記

奈良県橿原市御坊町112番地
株式会社高橋商店

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年5月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年9月15日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土井哲也



株式会社 高橋商店 定款

定款

第1章 総則

第1条 当社は、株式会社高橋商店と称する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 燃料の販売
- (2) 燃料用器具の販売
- (3) 電気器具、ガス器具の販売
- (4) 荒物、雑穀及び穀類、食料品、飼料の販売
- (5) 日用雑貨の販売
- (6) 土木、建築請負業
- (7) 管工事請負業
- (8) 浄化槽設置工事業
- (9) 不動産の売買、賃貸、管理及び不動産の売買、賃貸の仲介
- (10) 損害保険代理業
- (11) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (12) 生命保険の募集に関する業務
- (13) 自動車のリース及びレンタル業
- (14) 自動車並びに自動車の部品、附属品及び工具の販売
- (15) 古物商
- (16) 電気小売事業
- (17) コインランドリーの経営
- (18) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業
- (19) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

第4条 当社の公告は、奈良市に於て発行する大和タイムスに掲載する。

第2章 株式

第5条 当社の発行可能株式の総数は、3万2千株とする。

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第9条 当会社の株主名簿記載事項の変更その他株式に関する取り扱いは別に取締役会の定めるところによる。

第3章 株主総会

第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は随時必要ある場合に招集する。

第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議により、社長たる代表取締役がこれを招集し、社長に事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役が招集する。

第12条 株主総会の議長は社長がこれに当り、社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順により他の取締役がこれに代わる。

第13条 株主総会の議決は、法令に別段の定めある場合の外出席株主の議決権の過半数によって行う。但し取締役の選任については、発行済株式総数の3分の1以上の株主の出席を要する。

第14条 株主総会において議決権を行う代理人は、当会社の株主に限る。この場合代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない

第4章 役員

第15条 当会社に次の役員を置く。

- (1) 取締役3名以上。
- (2) 監査役1名以上。

取締役の選任は累積投票によらない。

第16条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

第17条 取締役及び監査役の任期は、その選任後10年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間と同一とする。

第18条 取締役は、取締役会の決議をもって代表取締役社長1名を選任する。

第19条 取締役並びに監査役の報酬、及び退職慰労金は、株主総会の決議を以て定める。

第5章 取締役会

第20条 取締役会の、招集者及びその議長は社長がこれに当り、社長事故あるときは予め取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

第21条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

第22条 取締役会の決議は、現任取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決し、可否同数なる時は社長がこれを決する。

第23条 取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し議長及び出席した取締役がこれに記名捺印して会社に保管する。

第6章 計算

第24条 当会社の事業年度は、年1期とし毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第7章 附則

第26条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

令和3年9月16日
奈良県橿原市御坊町112番地
株式会社 高橋商店
代表取締役 高橋 靖

